

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦北町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

芦北町長

## 公表日

令和5年9月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種実施の手続            ②予防接種記録保存の手続            ③予防接種による健康被害給付請求の申請            ④妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施            ⑤妊婦及び乳幼児健康診査の実施            ⑥妊娠届出の受理及び妊娠事実確認の手続            ⑦母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備            ⑧低出生体重児の届出及び確認の手続            ⑨養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給及び費用の徴収の手続            ⑩健康診査等の対象者であるかの確認手続            ⑪各種健康診査等の記録、保存、管理の手続            ⑫新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務            ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。            ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。            ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。            ⑬サービス検索・電子申請機能での受領(妊娠の届出)</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、申請管理システム、連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第一 10、49、76、93の2の項</li> <li>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条、第67条の2</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>「予防接種法に基づく事務」  <b>【情報提供の根拠】</b>            ・番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、16の3、115の2の項            ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2第2号、第12条の2の2、第59条の2  <b>【情報照会の根拠】</b>            ・番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項            ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>「母子保健法に基づく事務」  <b>【情報提供の根拠】</b>            ・番号法第19条第8号及び別表第二 26、56の2、87の項            ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条  <b>【情報照会の根拠】</b>            ・番号法第19条第8号及び別表第二 69の2、70の項            ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3、第39条</p> <p>「健康増進法に基づく事務」  <b>【情報提供の根拠】</b>            ・番号法第19条第8号及び別表第二 102の2の項            ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条  <b>【情報照会の根拠】</b>            ・番号法第19条第8号及び別表第二 102の2の項            ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 総務課 0966-82-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 健康増進課 0966-82-2511

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-1-②	<p>予防接種法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種実施の手続            ②予防接種実費徴収の手続            ③予防接種記録保存の手続            ④予防接種による健康被害給付請求の申請            ⑤妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施            ⑥妊婦及び乳幼児健康診査の実施            ⑦妊娠届出の受理及び妊娠事実確認の手続            ⑧母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備            ⑨低出生体重児の届出及び確認の手続            ⑩養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給及び費用の徴収の手続            ⑪健康診査等の対象者であるかの確認手続            ⑫各種健康診査等の記録保存の手続</p>	<p>予防接種法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種実施の手続            ②予防接種記録保存の手続            ③予防接種による健康被害給付請求の申請            ④妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施            ⑤妊婦及び乳幼児健康診査の実施            ⑥妊娠届出の受理及び妊娠事実確認の手続            ⑦母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備            ⑧低出生体重児の届出及び確認の手続            ⑨養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給及び費用の徴収の手続            ⑩健康診査等の対象者であるかの確認手続            ⑪各種健康診査等の記録保存の手続</p>	事後	
平成29年6月1日	I-4-②	<p>「予防接種法に基づく事務」            【情報提供の根拠】            なし（予防接種法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。）</p> <p>【情報照会の根拠】            ・第19条第7号及び別表第二の17、18、19の項</p> <p>「母子保健法に基づく事務」            （母子保健法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。）</p> <p>「健康増進法に基づく事務」            （健康増進法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。）</p>	<p>「予防接種法に基づく事務」            【情報提供の根拠】            ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2項            ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2            【情報照会の根拠】            ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19の項            ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、12条の3、13条、13条の2            「母子保健法に基づく事務」            【情報提供の根拠】            ・番号法第19条第7号及び別表第二 26、56の2、87の項            ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条            【情報照会の根拠】            ・番号法第19条第7号及び別表第二 70項            ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条            「健康増進法に基づく事務」            健康増進法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-5-②	一丸喜八郎	田淵耕一	事後	
平成29年6月1日	II-1	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	II-2	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	I-4-②	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、12条の3、13条、13条の2 「母子保健法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 26、56の2、87の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 70項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条 「健康増進法に基づく事務」 健康増進法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない</p>	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、16の3項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、12条の3、13条、13条の2 「母子保健法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 26、56の2、87の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 70項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条 「健康増進法に基づく事務」 健康増進法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない</p>	事後	
令和1年6月25日	I-5-①	住民生活課	健康増進課	事後	
令和1年6月25日	I-5-②	田淵耕一	課長	事後	
令和1年6月25日	I-8	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 住民生活課 0966-82-2511	〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地 芦北町役場 健康増進課 0966-82-2511	事後	
令和1年6月25日	II-1	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II-2	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	I-1-③	健康管理システム	健康管理システム、中間サーバー	事前	
令和2年3月26日	I-4-②	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、16の3項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、12条の3、13条、13条の2</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 26、56の2、87の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 70項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条</p> <p>「健康増進法に基づく事務」 健康増進法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない</p>	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、16の3項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、12条の3、13条、13条の2</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 26、56の2、87の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 69の2、70項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条</p> <p>「健康増進法に基づく事務」 健康増進法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない</p>	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I-1-②	<p>予防接種法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を用いた以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種実施の手続  ②予防接種記録保存の手続  ③予防接種による健康被害給付請求の申請  ④妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施  ⑤妊婦及び乳幼児健康診査の実施  ⑥妊娠届出の受理及び妊娠事実確認の手続  ⑦母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備  ⑧低出生体重児の届出及び確認の手続  ⑨養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給及び費用の徴収の手続  ⑩健康診査等の対象者であるかの確認手続  ⑪各種健康診査等の記録保存の手続</p>	<p>予防接種法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種実施の手続  ②予防接種記録保存の手続  ③予防接種による健康被害給付請求の申請  ④妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施  ⑤妊婦及び乳幼児健康診査の実施  ⑥妊娠届出の受理及び妊娠事実確認の手続  ⑦母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備  ⑧低出生体重児の届出及び確認の手続  ⑨養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給及び費用の徴収の手続  ⑩健康診査等の対象者であるかの確認手続  ⑪各種健康診査等の記録、保存、管理の手続  ⑫新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> </ul>		
令和4年3月11日	I-1-③	健康管理システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)		
令和4年3月11日	I-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第一 10、49、76の項</li> <li>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項及び別表第一 10、49、76、93の2の項</li> <li>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条、第67条の2</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>		



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I-4-②	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、16の3項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、12条の3、13条、13条の2</p> <p>「母子保健法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 26、56の2、87の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 69の2、70項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条</p> <p>「健康増進法に基づく事務」 健康増進法に基づく事務において情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない</p>	<p>「予防接種法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、16の3、115の2の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2第2号、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 「母子保健法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 26、56の2、87の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 69の2、70の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3、第39条 「健康増進法に基づく事務」 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 102の2の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 102の2の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条</p>		
令和4年3月11日	II-1	令和1年6月1日時点	令和4年3月1日時点		
令和4年3月11日	II-2	令和1年6月1日時点	令和4年3月1日時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月22日	I-1-②	<p>予防接種法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を用いた事務を取り扱う。</p> <p>①予防接種実施の手続  ②予防接種記録保存の手続  ③予防接種による健康被害給付請求の申請  ④妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施  ⑤妊婦及び乳幼児健康診査の実施  ⑥妊娠届出の受理及び妊娠事実確認の手続  ⑦母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備  ⑧低出生体重児の届出及び確認の手続  ⑨養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給及び費用の徴収の手続  ⑩健康診査等の対象者であるかの確認手続  ⑪各種健康診査等の記録、保存、管理の手続  ⑫新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。  ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	<p>予防接種法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種実施の手続  ②予防接種記録保存の手続  ③予防接種による健康被害給付請求の申請  ④妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施  ⑤妊婦及び乳幼児健康診査の実施  ⑥妊娠届出の受理及び妊娠事実確認の手続  ⑦母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備  ⑧低出生体重児の届出及び確認の手続  ⑨養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給及び費用の徴収の手続  ⑩健康診査等の対象者であるかの確認手続  ⑪各種健康診査等の記録、保存、管理の手続  ⑫新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。  ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。  ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事前	
令和4年7月22日	II-1	令和4年3月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	
令和4年7月22日	II-2	令和4年3月1日時点	令和4年7月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月26日	I-1-②	<p>予防接種法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報以下を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種実施の手続 ②予防接種記録保存の手続 ③予防接種による健康被害給付請求の申請 ④妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施 ⑤妊婦及び乳幼児健康診査の実施 ⑥妊娠届出の受理及び妊娠事実確認の手続 ⑦母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備 ⑧低出生体重児の届出及び確認の手続 ⑨養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給及び費用の徴収の手続 ⑩健康診査等の対象者であるかの確認手続 ⑪各種健康診査等の記録、保存、管理の手続 ⑫新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>	<p>づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種実施の手続 ②予防接種記録保存の手続 ③予防接種による健康被害給付請求の申請 ④妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施 ⑤妊婦及び乳幼児健康診査の実施 ⑥妊娠届出の受理及び妊娠事実確認の手続 ⑦母子健康手帳の交付及び交付台帳の整備 ⑧低出生体重児の届出及び確認の手続 ⑨養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給及び費用の徴収の手続 ⑩健康診査等の対象者であるかの確認手続 ⑪各種健康診査等の記録、保存、管理の手続 ⑫新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> <li>⑬サービス検索・電子申請機能での受領(妊娠届出)</li> </ul>	事前	
令和4年12月26日	I-1-③	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、申請管理システム	事前	
令和4年12月26日	II-1	令和4年7月1日時点	令和4年12月1日時点	事前	
令和4年12月26日	II-2	令和4年7月1日時点	令和4年12月1日時点	事前	
令和5年4月28日	I-1-③	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、申請管理システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、申請管理システム、連携サーバ	事後	
令和5年4月28日	II-1	令和4年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月28日	II-2	令和4年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年9月29日	II-1	令和5年4月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月29日	II-2	令和5年4月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	